

## ○多摩市長等政治倫理条例に基づく調査請求手続要綱

平成24年12月21日 多摩市告示第596号

## 多摩市長等政治倫理条例に基づく調査請求手続要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、多摩市長等政治倫理条例（平成22年多摩市条例第12号。以下「条例」という。）第8条に規定する市民の調査請求について、条例及び多摩市長等政治倫理条例施行規則（平成22年多摩市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

## (有効署名者数)

第3条 規則第7条第1項に規定による調査請求に必要な署名、捺印の連署（以下「署名・捺印」という。）の数（以下「有効署名者数」という。）は、次条第3項に規定する多摩市長等政治倫理条例に関する調査請求者証明書の交付日において多摩市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1とする。

## (調査請求者の証明)

第4条 調査請求をしようとする者（以下「調査請求者」という。）は、多摩市長等政治倫理条例に関する調査請求者証明書交付申請書（第1号様式）に、規則第7条第1項に規定する調査請求書の案、同条第2項で定める資料（以下「証明資料」という。）及び請求の要旨（1,000字以内）を添えて、市長に調査請求者証明書の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、多摩市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に対し、調査請求者が多摩市選挙人名簿に登録されている者であるか否かの確認を求めるものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき選挙管理委員会の確認を得たときは、調査請求者に対し、多摩市長等政治倫理条例に関する調査請求者証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）を交付する。この場合において、有効署名者数を選挙管理委員会に照会し、その回答文の写しを証明書と併せて交付する。

4 市長は、前項の証明書を交付した場合は、その旨を告示する。

## (署名・捺印の収集)

第5条 署名・捺印は、前条第4項の規定による告示があった日から1箇月以内に求めなければならない。

ただし、当該期間において、次項に規定する署名・捺印を求められない期間がある場合は、前条第4項の規定による告示があった日から、当該求められない期間を除いて31日を経過した日以内とする。

2 多摩市の区域において、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会若しくは長の選挙が行われるときは、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に掲げる日から当該選挙の期日までの間、署名・捺印を求めることはできない。

(1) 任期満了による選挙 任期満了の日（市長が別に定める選挙については、当該選挙期日）前60日に当たる日

(2) 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日

(3) 前2号に掲げる選挙以外の選挙 選挙を行わなければならない事由が発生した日の翌日

3 署名・捺印を求めるときは、多摩市長等政治倫理条例に関する調査請求署名簿（第3号様式。以下「署名簿」という。）に、調査請求書の案又はその写し及び証明書又はその写しを付して行わなければならない。

4 調査請求者は、多摩市長等政治倫理条例に関する署名・捺印収集委任状（第4号様式。以下「委任状」という。）により、他の者（市民に限る。）に委任して署名・捺印を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、前項に規定する書類の他に、委任状を付して署名・捺印を求めなければならない。

らない。

5 調査請求者は、前項の委任をしたときは、受任者の氏名、住所、生年月日及び委任年月日について、多摩市長等政治倫理条例に関する署名・捺印収集委任届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（署名・捺印の取消し）

第6条 署名・捺印をした者は、調査請求者が次条の規定により署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、署名・捺印を取り消すことができる。

（署名・捺印の審査）

第7条 調査請求者は、署名・捺印が有効署名者数に達したときは、第5条第1項に規定する期間の満了した日の翌日から5日以内に、署名簿を選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会の審査を受けなければならない。

（調査請求）

第8条 調査請求は、選挙管理委員会から署名簿が返付された日から5日以内に、調査請求書に証明資料及び署名簿を添えて行わなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は請求の要旨を公表する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。